

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS industry insights

石油・ガス産業におけるジョイント・アレンジメント

最も広汎と考えられる変更は、「ジョイント・ベンチャー」に対する比例連結の選択適用の廃止である。

2011年5月12日、国際会計基準委員会(IASB)は、IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」を公表した。IFRS第11号は、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」およびSIC第13号「共同支配投資企業による非貨幣性資産の抛出」を置き換えるものである。また、IASBは、IFRS第11号と同時に、以下の基準書も公表した。

- IFRS第10号「連結財務諸表」
- IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」
- IAS第27号(2011年改訂)「個別財務諸表」(IFRS第10号の公表に伴い改訂されたものであるが、現行の個別財務諸表のガイダンスを維持している)
- IAS第28号(2011年改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」(IFRS第10号および第11号の公表に伴う変更に対応するため改訂された)

これら「5つのパッケージ」は、それぞれ2013年1月1日以後開始する事業年度から適用される。早期適用は、「5つのパッケージ」中の他の基準書のすべてを早期適用する場合に認められる。しかし、企業は、IFRS第12号の開示要求を、IFRS第12号を(したがって、「5つのパッケージ」の他の基準書も)早期適用することなく財務諸表に取り入れることが認められる。

IFRS第11号およびIFRS第12号は、石油・ガス産業において、ジョイント・アレンジメントの分類、会計処理および開示に関して重要な影響を及ぼす可能性があると思われる。最も広汎と考えられる変更は、「ジョイント・ベンチャー」に対する比例連結の選択適用の廃止である。これらの新基準書は、多くのジョイント・アレンジメントに係る複雑性に考えると、判断、時間、リソースおよび検討を要求することになるであろう。

背景

共同支配企業、共同支配の資産および共同支配の営業活動は、例えばリスク・シェアリング、資金調達、追加的な専門的ノウハウの導入、または政府関係の利害関係者を取り込むための手法といったさまざまな理由により、石油・ガス産業において広く利用されている。

しかしながら、IAS 第 31 号からの変更として、別個の法的事業体を含むジョイント・アレンジメントだからといって、「ジョイント・オペレーション」として会計処理することを妨げない。

IFRS 第 11 号は、ジョイント・アレンジメントについて、法的形式よりも、当事者の権利および義務に着目して、ジョイント・アレンジメントに関する新たな会計処理を定めている。これは、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」における要求とは対照的である。

IFRS 第 12 号は、子会社、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分と同様に、ジョイント・アレンジメントに対する持分に関しても広汎な開示を要求している。企業は、他の企業に対する持分の性質およびそれらに係るリスク、ならびにそれらの持分が企業の財務諸表に与える影響について、財務諸表利用者の評価に資する情報を開示することが必要とされる。

定義

IFRS 第 11 号は、ジョイント・アレンジメント(joint arrangement)を「共同支配する複数の当事者の取決め(arrangement)」と定義し、ジョイント・アレンジメントを「ジョイント・オペレーション」と「ジョイント・ベンチャー」という 2 つのカテゴリーに分類している。「ジョイント・オペレーション」においては、ジョイント・アレンジメントの当事者(「ジョイント・オペレーター」と呼ばれる)は、ジョイント・アレンジメントの資産に対する権利および負債に対する義務を有する。これに対し、「ジョイント・ベンチャー」においては、ジョイント・アレンジメントの当事者(「共同支配投資企業」と呼ばれる)は、ジョイント・アレンジメントの純資産に対する権利を有する。多くの種類の取決めが通常「ジョイント・ベンチャー」と称される石油ガス産業においては、IFRS 第 11 号で使用されている用語は特に難解である。しかしながら、ジョイント・アレンジメントが「ジョイント・ベンチャー」であるか「ジョイント・オペレーション」であるかによって会計処理が異なるため、ジョイント・アレンジメントの種類は重要である。

IFRS 第 11 号では、別個の法的事業体が存在しない場合、ジョイント・アレンジメントは「ジョイント・オペレーション」に分類されることになる。これは、そのような事業体の存在がない場合には、当事者はジョイント・アレンジメントの個々の資産に対する権利や個々の負債に対する義務を有するためである。この整理は IAS 第 31 号を適用した場合と概ね一貫している。しかしながら、IAS 第 31 号からの変更として、別個の法的事業体を含むジョイント・アレンジメントだからといって、「ジョイント・オペレーション」として会計処理することを妨げない。当事者が、ジョイント・アレンジメントの純資産に対する権利を有するのか(ジョイント・ベンチャー)、またはジョイント・アレンジメントの資産および負債に対して直接的な権利および義務を有するのか(ジョイント・オペレーション)を決定するにあたっては、すべての関連する事実と状況を考慮する必要がある。

IFRS 第 11 号は、「ジョイント・ベンチャー」の識別にあたって考慮すべき要因についてのガイダンスを提供している。

別個の事業体の法的形式

別個の事業体を通じて活動するジョイント・アレンジメントは、投資企業に対して、当事者の責任の制限をしないことを提供する場合がある。これは、ジョイント・アレンジメントが「ジョイント・オペレーション」であること

を示唆している。しかしながら、契約上の取り決めの条項や他の事実および状況が、その当事者が有限の責任を有するかどうかに影響する場合があるため、当事者の責任を限定するジョイント・アレンジメントは、必ずしも「ジョイント・ベンチャー」であることを意味しない。

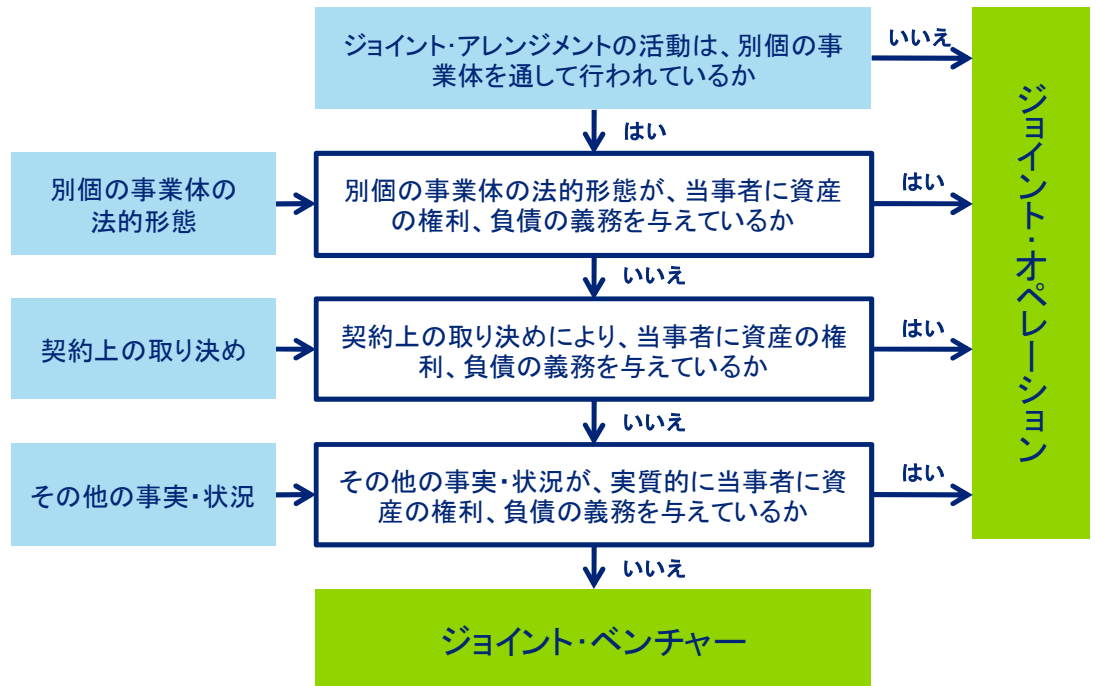
契約上の取り決め

ジョイント・アレンジメントの当事者間の契約上の取り決めは、事業体の法的形式を無効にする場合がある。例えば、通常は投資企業を負債に対する直接的な義務を有することから保護するという事業体の法的形式にかかわらず、当事者が直接的にジョイント・アレンジメントの資産に対する権利や負債に対する義務を有する場合がある。当事者間の契約上の取り決めにより、ジョイント・アレンジメントのすべての当事者が第三者からの請求に対して直接的に責任を負う場合、または当事者の相対的な業績に基づいて収益および費用を分配する場合は、これに該当するであろう。

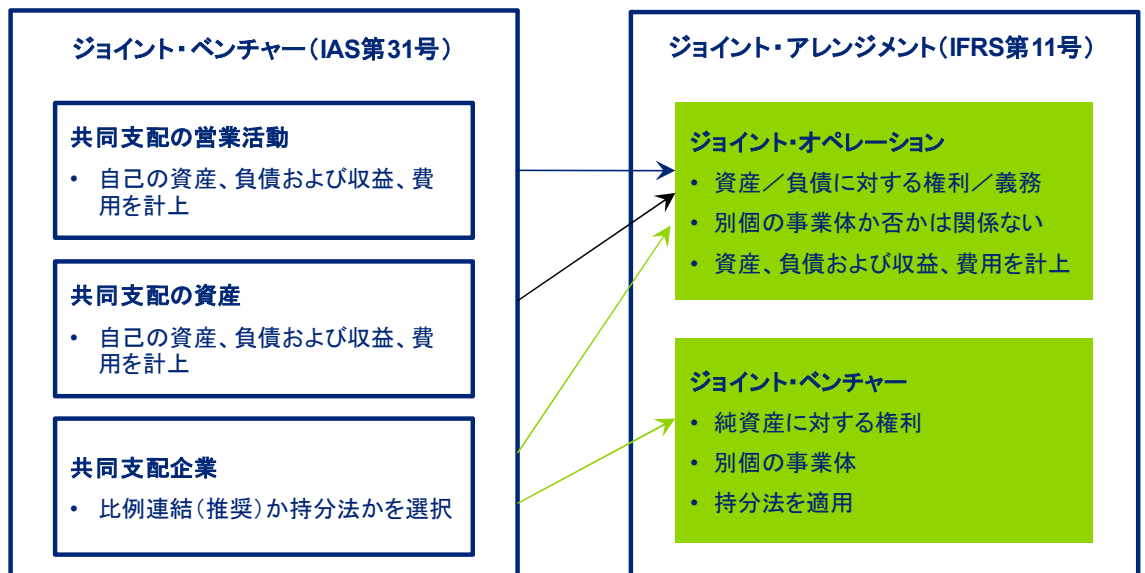
他の事実および状況

別個の事業体が利用され、ジョイント・アレンジメントが「ジョイント・オペレーション」であることを契約上の取り決めが示唆していない場合には、ジョイント・アレンジメントの種類を決定するにあたって、当事者はその他の関連する事実および状況を考慮しなければならない。例えば、別個の事業体がジョイント・アレンジメントの資産および負債を保有するために設立され、ジョイント・アレンジメントの当事者がジョイント・アレンジメントの生産物(アウトプット)のすべてを購入する確約がある場合、当事者がそのジョイント・アレンジメントの資産からもたらされる経済的便益のすべてに対する権利を有するため、そのジョイント・アレンジメントは「ジョイント・オペレーション」であることを示唆している。さらに、ジョイント・アレンジメントはキャッシュフローの創出に関し完全に当事者に依存しているため、当事者はジョイント・アレンジメントの負債の決済を賄うことが要求される。これもまた、ジョイント・アレンジメントが「ジョイント・オペレーション」であることを示唆している。しかしながら、ジョイント・アレンジメントが需要、在庫および信用リスクを引き受けているため、第三者に生産物(アウトプット)を販売できる場合には、そのジョイント・アレンジメントは「ジョイント・ベンチャー」であることを示唆している。

下図に示すとおり、ジョイント・アレンジメントが「ジョイント・ベンチャー」の定義を満たすかを決定するためには、関連するあらゆる要素を検討しなければならない。



下図は、これらのジョイント・ベンチャー・アレンジメントに関する新旧基準書の比較の説明である。



さらに、当事者が資産に対する異なる権利や負債に対する異なる義務を有する場合には、単一事業体またはマスター契約等の中に複数の取決めが存在する可能性がある。

石油ガス産業においては、例えば法人格のないジョイント・ベンチャーを通じて石油・ガス資産またはライセンスに対する持分を保有し共同支配する当事者は、その持分を、IFRS 第 11 号での「ジョイント・オペレーション」に対する持分として会計処理することになる。これは、法人格のない「ジョイント・ベンチャー」に対する現行の会計実務と整合している。

反対に、当事者が純資産に対する権利を有する、共同支配下にある法人格のある企業に対する持分を有する当事者は、その持分を、IFRS 第 11 号では「ジョイント・ベンチャー」に対する持分として会計処理する。しかしながら、取り決めの条件またはその他の事実や状況が法人格のある企業の資産に対する権利または負債に対する義務を有すると示す場合には、たとえ法的な企業が利用されていても、それぞれの当事者はその持分を「ジョイント・オペレーション」に対する持分として会計処理する。

さらに、当事者が資産に対する異なる権利や負債に対する異なる義務を有する場合には、単一事業体またはマスター契約等の中に複数の取決めが存在する可能性がある。これらのジョイント・アレンジメントが同様の枠組みの取決めで管理されていても、当事者の権利および義務が異なれば、ジョイント・アレンジメントの種類も異なる可能性がある。

以下の例は、IFRS 第 11 号の設例 5 を一部変更したものである。

事実関係

A社とB社は、別個の事業体(H社)を設立し、O国における石油・ガスの探査、開発および生産活動についての共同操業協定を取り交わした。H社の法的形式の主たる特徴は、H社が自己の権利を有することである(すなわち、別個の事業体が保有する資産および負債は、別個の事業体の資産および負債であり、当事者の資産および負債ではない)。O国はH社に対し、特定の割当区画(油田)において石油ガスの探査、開発および生産活動を行うことについての認可を与えた。株主間合意書および当事者により合意された共同操業協定において、これらの活動に関連する権利および義務が規定されている。H社の取締役会は、それぞれの当事者からの取締役により構成される。また、それぞれの当事者はH社に対して50%ずつの持分を有する。いかなる議案を決議するにも取締役全員一致の同意が必要である。

共同操業協定により、事業委員会が設立されている。この委員会は、各当事者から1名ずつの代表者により構成される。各当事者は、この事業委員会における参加持分をそれぞれ50%ずつ保有している。事業委員会は、事業委員会の活動に関する予算および事業計画の承認を行うが、承認には各当事者の代表者全員一致の賛成が必要である。当事者の一方がオペレーターとして任命され、承認された事業計画を管理および実行する責任を負う。この共同操業協定においては、探査、開発および生産活動から生じる権利および義務は、当事者がH社に対する持分比率に応じて保有するものとしている。特に、共同操業協定により、認可された探査および開発から生じる権利および義務(例えば、認可、環境回復義務、いかなるロイヤリティや納税義務)、生産物やすべての事業計画に関するすべてのコストから生じる権利および義務を、当事者が有することが定められている。すべての事業計画に関して発生するコストは、当事者に課されるキャッシュ・コールで埋め合わされる。一方の当事者がその金銭的な義務を果たすことができない場合、他方の当事者は、H社に対し、不履行分の金額を寄付することが必要とされる。この不履行分の金額は、不履行

を起こした当事者から他方の当事者への負債とみなされる。

結論

当事者は、当事者と別個の事業体との関係を隔離する法的形式をもつ別個の事業体を通じてジョイント・アレンジメントを実行している。当事者は、実行されているジョイント・アレンジメントにおける別個の事業体の、法的形式から生じる権利および義務の当初の評価を覆すことができる。このことは、H社が保有する資産に対する権利（例えば、探査および開発の認可、生産ならびにそれらの活動から生じる他のあらゆる資産）および負債に対する義務（例えば、事業計画から生じるすべてのコストおよび義務）を当事者に対して付与する共同操業協定の条件に、当事者が合意することによってなされる。これらのことから、このジョイント・アレンジメントは「ジョイント・オペレーション」である。双方の当事者は、ジョイント・アレンジメントによって合意された参加持分に基づき、資産およびいかなる負債の自己の持分相当額を自己の財務諸表において認識することになる。これに基づき、各当事者はまた、その（生産物の持分相当売上からの）収益および費用の持分相当を認識する。

以下の例は、IFRS 第 11 号の設例 6 を一部変更したものである。

事実関係

A社は、相当のガス資源量を有する未開発のガス田を保有している。A社は、当該ガス田は、海外市場の顧客に販売した場合にのみ経済的に実行（回収）可能となると判断している。海外市場で販売するためには、船による海外市場への出荷に向けて、ガスを液化する液化天然ガス（LNG）設備を建設することが不可欠となる。A社は、ガス田を開発しLNG設備を操業するためにB社とジョイント・アレンジメントを締結した。このジョイント・アレンジメントのもとでは、A社およびB社は、新たな別個の事業体であるC社に対し、それぞれガス田と現金を提供する。これらの提供と引き換えに、各当事者はC社に対してそれぞれ50%の持分を得る。C社の法的形式の主たる特徴は、その企業が自己の権利をもつことである（すなわち、別個の事業体が保有する資産および負債は、別個の事業体の資産および負債であり、当事者の資産および負債ではない）。当事者間の契約上の取り決めは、以下のことを定めている。

- A社とB社はそれぞれ、C社の取締役会に2名のメンバーを選任しなければならない。C社の取締役会は、C社の戦略および投資について全員一致で合意しなければならない。
- ガス田およびLNG設備の、開発および建設活動を含む日常的な経営は、当事者によって共同で合意された方向性に従って、B社の職員により行われる。C社はB社に、ガス田およびLNG設備の操業によって生じたコストを払い戻す。
- C社は、買掛金、原状回復および油田閉鎖に伴う負債のような通常の営業活動において生じるその他の負債に加え、LNGの生産および販売に係る税金およびロイヤリティについて責任を負う。
- A社とB社は、ジョイント・アレンジメントによる活動によって生じる利益について対等な持分を保有し、同様に、C社から分配されるいかなる配当金についても対等の権利を持つ。

契約上の取り決めは、当事者の、C社の資産に対する権利または負債に対する義務については規定していない。C社の取締役会は、ガス田の開発およびLNG設備の建設にかかる資金調達のためにシンジケートの貸手と財務契約を締結することを決定した。開発および建設の見積り総コストは1,000 百万CUであり、シンジケートはC社に700百万CUを貸し付けた。ジョイント・アレンジメントでは、ガス田開発およびLNG設備の建設中にC社が借入金の返済をできなかった場合にのみ、シンジケートがA社とB社に対して償還請求できることになっている。LNGの販売により借入金の返済に十分なキャッシュ・インフローが見込まれることから、LNG設備が生産を開始すればシンジケートはA社とB社に対して償還請求する権利がなくなることについて合意した。この時点では、貸手はA社とB社に対する償還請求権を有さないが、LNG設備の抵当権を押さえることによりC社の債務不履行に対する備えを維持している。

結論

このジョイント・アレンジメントは、当事者と別個の事業体との関係を隔離する法的形式をもつ別個の事業体を通して実行されている。

このジョイント・アレンジメントは、当事者と別個の事業体との関係を隔離する法的形式をもつ別個の事業体を通じて実行されている。契約上の取り決めは、C社の資産に対する権利または負債に対する義務を当事者が有しているかについて規定していないが、当事者がC社の純資産に対する権利を有する旨を定めている。ガス田の開発およびLNG設備の建設中における財務契約の償還請求権の性質(すなわち、A社とB社は当フェーズ中において別の保証を提供していること)は、それのみでは、当事者にC社の負債に対する義務を課さない(すなわち、借入金はC社の負債となる)。

A社とB社は、C社が開発および建設フェーズ中に債務不履行となった場合には借入金を返済するという別個の負債を有している。当事者がC社の資産からのすべての経済的便益に対する実質的な権利およびC社の負債に対する義務を有していることを示す他の事実および状況はない。このジョイント・アレンジメントは「ジョイント・ベンチャー」である。当事者は、C社の純資産に対する権利を投資として認識し、持分法を使用して会計処理する。

会計処理

IFRS 第11号は、「ジョイント・ベンチャー」に対する持分の会計処理に持分法を適用することを要求している。

新基準の最も重要な影響の一つが、ジョイント・アレンジメントの会計処理にある。「ジョイント・オペレーション」の会計処理は、ジョイント・オペレーターが他の適切なIFRS基準書に従って処理された資産、負債、収益および費用をその持分に応じて項目ごとに会計処理するというIAS第31号の要求に類似しているが、IAS第31号で規定されていた「ジョイント・ベンチャー」に対する比例連結の選択は廃止された。IFRS第11号は、「ジョイント・ベンチャー」に対する持分の会計処理に持分法を適用することを要求している。法的なジョイント・ベンチャー・アレンジメントのもとで事業活動を行っている石油・ガス企業は、IAS第31号のもとでその持分につき比例連結を使用して会計処理することを選択していることが多いため、この変更は石油ガス産業における多くの企業に影響を与えることになる。これは、ジョイント・ベンチャー・アレンジメントからの収益が多くを占める企業にとっては特に重要である。

従前は比例連結を使用して「ジョイント・ベンチャー」に対する持分を会計処理していた石油ガス企業は、持分法へ移行しなければならない。比例連結を撤廃した意図は、方針選択の余地を取り除くことで企業間の

比較可能性を高めることにある。比例連結による項目ごとの開示に比較して、持分法会計は1行の純損益および1行の純投資額を報告することになり、表示方法の変更は企業の財務諸表項目に影響を与える。例えば、自己の収益および費用の一部として「ジョイント・ベンチャー」の持分を表示しないため、収益および費用は減少する。加えて、有形資産、無形資産その他の資産の出資者持分の項目ごとの表示を1行の純投資額に置き換えるため、有形固定資産および無形資産ならびに負債は減少する。

さらに、比例連結の選択適用の廃止は、債務超過のポジションにある「ジョイント・ベンチャー」に影響を与える。持分法会計においては、「ジョイント・ベンチャー」における投資企業の累積損失持分相当額が、「ジョイント・ベンチャー」の持分を超過すると、欠損を補填する法的または推定的義務がない限り、投資企業はさらなる損失持分相当額を認識することはしない。比例連結のもとでは、投資企業は損失持分相当額を損益として認識し続けることになる。

設例

- 2010年1月に、当事者Aおよび当事者Bの間で、純資産額200百万CUの「ジョイント・ベンチャー」が設立された。
- 各当事者は、「ジョイント・ベンチャー」の純資産に対してそれぞれ50%の持分を保有し、「ジョイント・ベンチャー」が欠損になった場合でもいずれの当事者も補填責任はない。
- 2010年に、「ジョイント・ベンチャー」は100百万CUの損失を認識し、純資産額を100百万CU減少させた。
- 2011年に、「ジョイント・ベンチャー」は150百万CUの損失を認識し、結果として欠損額が50百万CUとなった。
- 2012年に、「ジョイント・ベンチャー」は200百万CUの損失を認識し、累積欠損額がCU250百万CUとなった。
- 当事者は、IAS第31号のもとで「ジョイント・ベンチャー」への持分に対して比例連結を採用している。

下図は、比例連結から持分法へ変更した場合の財務諸表上の影響を示している。

比例連結				
各当事者のジョイント・ベンチャーに対する持分を、科目ごとに次のように認識する。(単位:百万CU)				
		2010年	2011年	2012年
損益計算書	損失	50	75	100
財政状態計算書	純資産	50	純負債 25	純負債 125

持分法会計				
各当事者のジョイント・ベンチャーに対する持分を、一行で次のように認識する。(単位:百万CU)				
		2010年	2011年	2012年
損益計算書	損失	50	50	—
財政状態計算書	投資額	50	投資額 0	投資額 0

持分法会計を適用する場合、仮に「ジョイント・ベンチャー」の採算が好転したときには、各当事者は、利益の持分相当額が未認識の損失持分相当額に等しくなった時点からのみ、利益の持分相当額の認識を開始する。

比例連結ではなく持分法会計を適用している際には、多くの会計上の論点がある。

- 持分法会計では、出資者と「ジョイント・ベンチャー」間の内部取引消去は未実現利益に限定されているのに対し、比例連結のもとではすべての内部取引が(投資企業の「ジョイント・ベンチャー」への持分相当額の範囲内で)消去される。
- 反対に、出資者の「ジョイント・ベンチャー」からの資金借入は、持分法会計では相殺消去されないが、比例連結を使用している場合には(出資者の「ジョイント・ベンチャー」への持分相当額の範囲内において)相殺消去される。

さらに、関連会社に対する持分からの埋蔵量を連結グループの埋蔵量とは別に表示している石油・ガス会社は、「ジョイント・ベンチャー」に対する持分には関連会社のように持分法を使用することになるため、「ジョイント・ベンチャー」に対する持分からの埋蔵量からそれらを分解することを決定する可能性がある。

関連会社に対する持分からの埋蔵量を連結グループの埋蔵量とは別に表示している石油・ガス会社は、「ジョイント・ベンチャー」に対する持分からの埋蔵量からそれらを分解することを決定する可能性がある。

比較情報

IFRS 第 11 号は、2013 年 1 月 1 日以後開始する年次期間から適用される。IFRS 第 11 号の適用が会計上の変更となる場合には、比較開示年度は修正再表示される必要がある。これは、以下の二つの状況において生じる。

IAS第31号	IFRS第11号	比較開示期間の期首における会計処理
共同支配企業 持分法	ジョイント・オペレーション	<ol style="list-style-type: none"> 持分法投資の認識を中止する 資産(のれんを含む)と負債を認識する 認識した純資産額が、認識を中止した持分法投資を超過する場合には、のれん(もしあれば)を減額した上で、残りの超過額は利益剰余金に認識する 認識した純資産額が、認識を中止した持分法投資を下回る場合には、差額は利益剰余金に認識する
共同支配企業 比例連結	ジョイント・ベンチャー	<ol style="list-style-type: none"> 資産(もしあれば、のれんを含む)と負債の認識を中止する 認識を中止した純資産の帳簿価額により持分法投資を認識する 投資の期首残高に対して減損テストを実施し、もし減損損失がある場合には、利益剰余金の修正として認識する

開示

IFRS 第 12 号は、子会社、関連会社および非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分と同様に、ジョイント・アレンジメントに対する持分を有する企業への開示要求を規定している。一つ以上のジョイント・アレンジメントに対する持分を有する企業は、以下を開示すべきである。

重要な判断および仮定：

企業は、支配、共同支配または重要な影響を有するかどうか、また、別個の事業体（「ジョイント・オペレーション」または「ジョイント・ベンチャー」）を通じてジョイント・アレンジメントが設定されている場合における、ジョイント・アレンジメントの種類を決定するにあたって使用した重要な判断および仮定に関する情報を開示すべきである。

ジョイント・アレンジメント（および関連会社）に対する持分：

企業は、ジョイント・アレンジメントにおける他の当事者との契約関係についての情報を含む、ジョイント・アレンジメントに対する持分の性質、範囲、財務的影響に関する情報を開示すべきである。また、企業は、ジョイント・アレンジメントに対する持分に関連するリスクの性質および変化を開示すべきである。

IFRS 第 12 号は、これらの情報は重要なジョイント・アレンジメントごとに提供されるべきことを要求している。しかしながら、開示を通じて提供される詳細さのレベルが財務諸表利用者の必要性に合致し、かつ、過度に詳細になり過ぎない限りにおいて、同じ分類内の情報を統合することも認めている。統合の程度を検討するにあたっては、各企業のリスクおよびリターンに関する質的および量的情報の両者を検討すべきことが規定されている。

その他の考慮事項

• 内部情報システム：

石油・ガス企業は、新たな開示要求に準拠するために必要となる情報収集のために内部システムおよびプロセスを改修する必要があるかどうかを検討するために、既存の内部情報システムをレビューしなければならない可能性がある。

• 業績

石油・ガス企業は、主要な業績評価指標（例えば、レバレッジ比率、総利益率、資産利益率）、財務制限条項、既存の契約（例えば、借入契約条項、報酬契約）および規制上の開示における、財務業績の表示の変更の影響を検討すべきである。

• セグメント報告

比例連結から持分法会計へとシフトする石油・ガス企業は、内部管理会計、マネジメントの事業に対する見解および戦略ならびに事業意思決定への IFRS 第 11 号による影響を検討すべきである。IFRS 第 8 号「事業セグメント」は、企業の最高経営意思決定者（Chief Operation Decision Maker、CODM）に提供される情報と同様の基礎によりセグメント情報を開示することを要求している。CODM に比例

連結を用いた情報を提供している場合、セグメント情報でもその情報が開示されることになるが、主要な財務諸表との調整が必要になる。

- **新規および既存の契約**

石油・ガス企業は、新規の契約上の取り決めに交渉する際および既存の取り決めに修正する際に、IFRS 第 11 号による影響を検討する必要がある。

- **税務上の影響**

「ジョイント・ベンチャー」の収益性が高く課税対象となる場合、ジョイント・アレンジメントの税金費用が財務諸表の税金項目に含められないことになるため、持分法への移行は税引前利益を減少させることにつながる。

- **その他の会計方針の変更**

石油ガス企業は、該当する「ジョイント・ベンチャー」にのみ関連し、もはや開示することが要求されなくなる会計方針の有無を検討すべきである。例えば、以前に比例連結を適用し「ジョイント・ベンチャー」の資産または負債をヘッジしていた場合、持分法会計への移行に伴い当該ベンチャーはヘッジ会計をもはや適用することができなくなる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。